



要支援のホームヘルプと デイサービスは

**大阪市
ヒ・ンナ!**

いまだなんの資料も示さず!?

大阪市は新総合事業を秘密裏にどうするつもりか?

大阪市は、介護保険制度改定による「要支援者サービスの見直し」(介護保険給付から「総合事業」への移行)を2017年(平成29年)4月から開始します。その内容は今年度(2016年3月まで)中に決めるとしていますが、いまだその内容は非公開で、大阪社保協の情報公開請求に対しても「文書不存在」として全く公開しようとしません。



報酬2~3割ダウンという話も!?

これまで大阪市から得た情報では、①ヘルパーは、無資格者でも可能とし、事業所に対する報酬は現在の7割~8割に大幅カット ②デイサービスはサービス提供時間などで基準を緩める。ヘルパー無資格者でも可能。③報酬は、アンケートでは2~3割ダウン案、というようなものです。

すでに要支援サービスは、2015年(平成27年)4月の国の報酬改定で、デイサービスはで20%もの引き下げ、ヘルパーも5%近く下がっており、事業所の中には大幅な赤字に陥り、閉鎖するところも出てくるほどです。大阪市が独自に報酬を大幅に切り下げれば多くの事業所はやっていけなくなります。

厚生労働省のセミナーでも
「やみくもに報酬を下げるのはよくない」と指摘

厚生労働省が自治体担当者向けに開いた「総合事業移行ロードマップセミナー」でも「各種のサービスは費用を抑制することが主目的でない」「やみくもな引き下げは地域の人材を疲弊させたり、反発を得るだけ」と指摘しています。

現行サービスのまま
総合事業移行の自治体もある

横浜市 倉敷市

総合事業を今年度実施する市の中には、報酬を切り下げる基準緩和型などを導入せず、今までどおりの基準・報酬で実施するところもあります。

	総合事業移行時期	ホームヘルプ	デイサービス
横浜市	2016年1月	移行時は現行どおりの基準・報酬のみで実施	現行どおりの基準・報酬のみで実施。基準緩和型は実施しない
倉敷市	2016年3月	移行時は現行どおりの基準・報酬のみで実施	移行時は現行どおりの基準・報酬のみで実施

利用者の生活と事業所を守るために
現行基準・報酬に維持を

改定介護保険法では、総合事業でも「現行相当サービス」として、今の基準や報酬単価のまま移行することも可能です。利用者に今まで通りのサービスを保障し、事業所の経営を守ることは地域の介護基盤を維持発展させるためにも重要なことです。また、深刻な人材不足に陥っている訪問介護に「無資格」を口実にさらに報酬を下げればますます職員の確保は難しくなることは明らかです

大阪市に対し、声を届けよう

大阪市に対し、介護事業者や利用者に声を聴かず、一方的にサービスの基準や報酬を引き下げないように求めましょう。



大阪社会保障推進協議会

Tel 06-6354-8662 fax 06-6357-0846
osakasha@poppy.ocn.ne.jp